

医療福祉RMニュース <2020 No.4>

介護事業者へのBCP義務化の動向とBCP策定について

【要旨】

- 2021年4月の介護報酬改定では、全ての介護サービス事業者を対象にBCP等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けされる見込みとなった。
- 弊社は2020年度に厚生労働省からの受託事業として、介護施設・事業所におけるBCPガイドライン（感染症対策および自然災害対策）を作成した。
- 上記ガイドライン作成や介護事業者等向けBCP策定支援事業の受注実績をもとに、感染症および自然災害を対象としたBCPの体系を中心に解説する。

1. 厚生労働省委託事業で弊社がBCPガイドラインとBCPひな形を作成

MS&ADインターリスク総研は2020年度に厚生労働省から「介護サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）作成支援一式」事業を受託し、BCP様式のみならず、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、BCPが作成できるよう、「ガイドライン」も作成した。

ガイドライン作成過程では有識者や介護事業者職能団体の方々と検討委員会を立ち上げ、専門家のご意見・助言をいただくとともに、クラスター発生施設・事業所へのヒアリングを実施し、より有効なBCPガイドラインとすることを目的とした。

さらに、2020年12月14日付で厚生労働省老健局等の連名で、都道府県・指定都市・中核市宛に事務連絡で、「新型コロナウイルス感染症発生時」と「自然災害発生時」の2つのBCPガイドライン等が通知された。巻末にURLを記載しているので、是非とも、ご覧いただきたい。

2. 令和3年度介護報酬改定でBCP策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務化

3年毎に見直される介護報酬改定で、「業務継続に向けた取組の強化」として、全介護事業者を対象に下記の内容が示された。

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

3年間の経過措置期間を設けられているが、履行しない場合には介護報酬に影響を及ぼす可能性がある。また、ポイントは、感染症発生時のBCPと自然災害発生時のBCPの双方の策定と、それに加え、研修、訓練についても義務化が明記されたことである。介護事業者の役割で最も重要な利用者の安全確保とサービス提供・支援の継続が実現できるようBCPを策定し、さらにBCPの定着化と実効性の確保が求められているといえる。

【介護報酬】とは

- ・介護サービス事業者が利用者（要介護者または要支援者）に介護サービスを提供した場合にその対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- ・介護保険法上で、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聞いて定める。

3. 感染症BCPと自然災害BCPとの違い

感染症発生時のBCPと自然災害発生時のBCPの策定については、下記にまとめた相違があるため、BCPは感染対策と自然対策と分けて策定することが望ましい。

項目	新型コロナウイルス等感染症	地震・水害等自然災害
業務継続の方針	・感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決定 ⇒ 正確な情報を基に的確に判断	・できる限り業務の継続・早期復旧を図る ・サービス形態を変更して業務を継続
被害の対象	・主として、「人」への健康被害が大きい ⇒ 業務継続は、主に人のやりくりの問題	・主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい
地理的な影響範囲	・被害が国内全域、全世界的となる	・被害が地域的・局所的
被害の期間	・長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難	・過去事例等からある程度の影響想定が可能
被害発生と被害制御	・海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・被害量は感染防止策により左右される ⇒ 感染防止策が重要	・主に兆候がなく突発する ・被害量は事後の制御不可能

厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症の業務継続ガイドライン」から弊社にて加筆

4. 社会福祉施設におけるBCP策定の体系（フレームワーク）

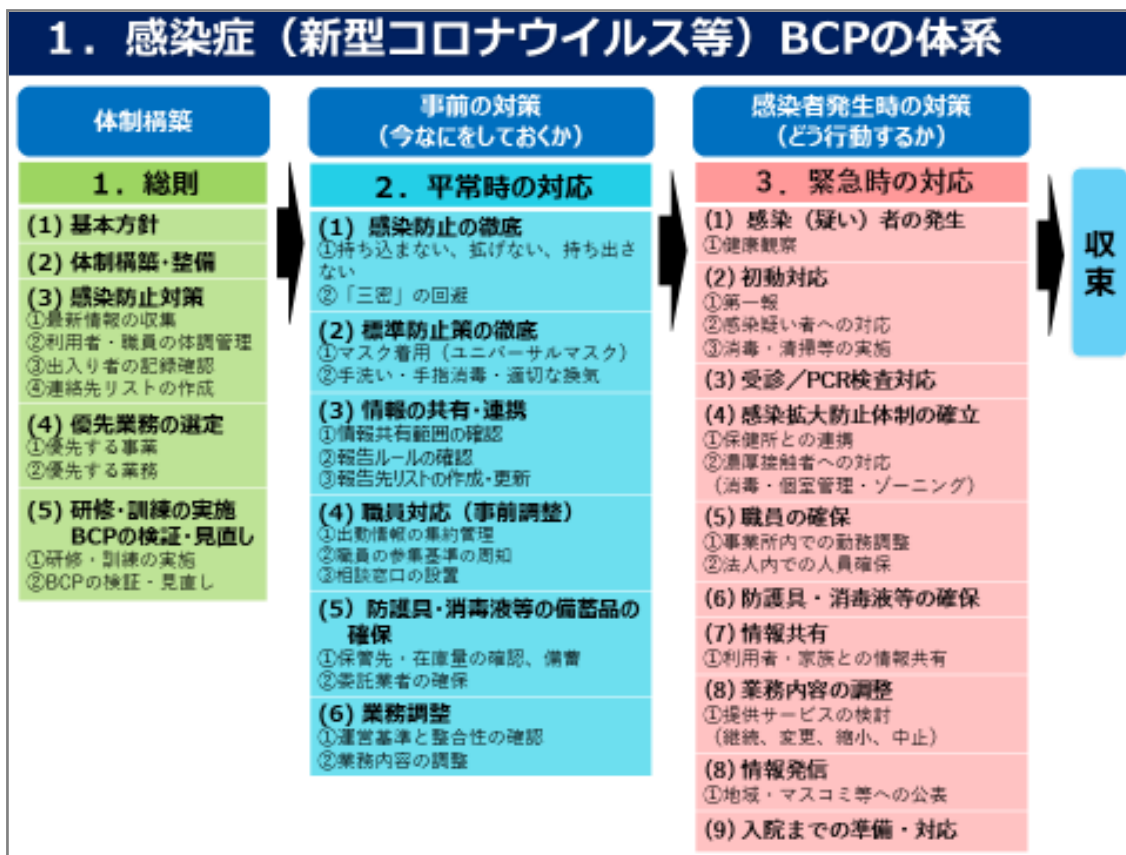
感染症BCPと自然災害BCPの主な違いは前記3. のとおりであり、BCPは分けて2つ策定しておくことが望ましいが、BCPに記載すべき基本フレームは共通である。そのポイントは、下記の4つである。BCPにおいては体制づくり、報告・連絡・共有等の情報管理、業務の調整が重要となる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> < 1 > 正確な情報集約と判断ができる体制を構築 < 2 > 「事前の対策」と「緊急時の対策」に分けて、同時にその対策を準備 < 3 > 業務の優先順位の整理、その方法の調整 < 4 > 計画を実行できるように普段からのBCPの周知・研修、訓練 |
|--|

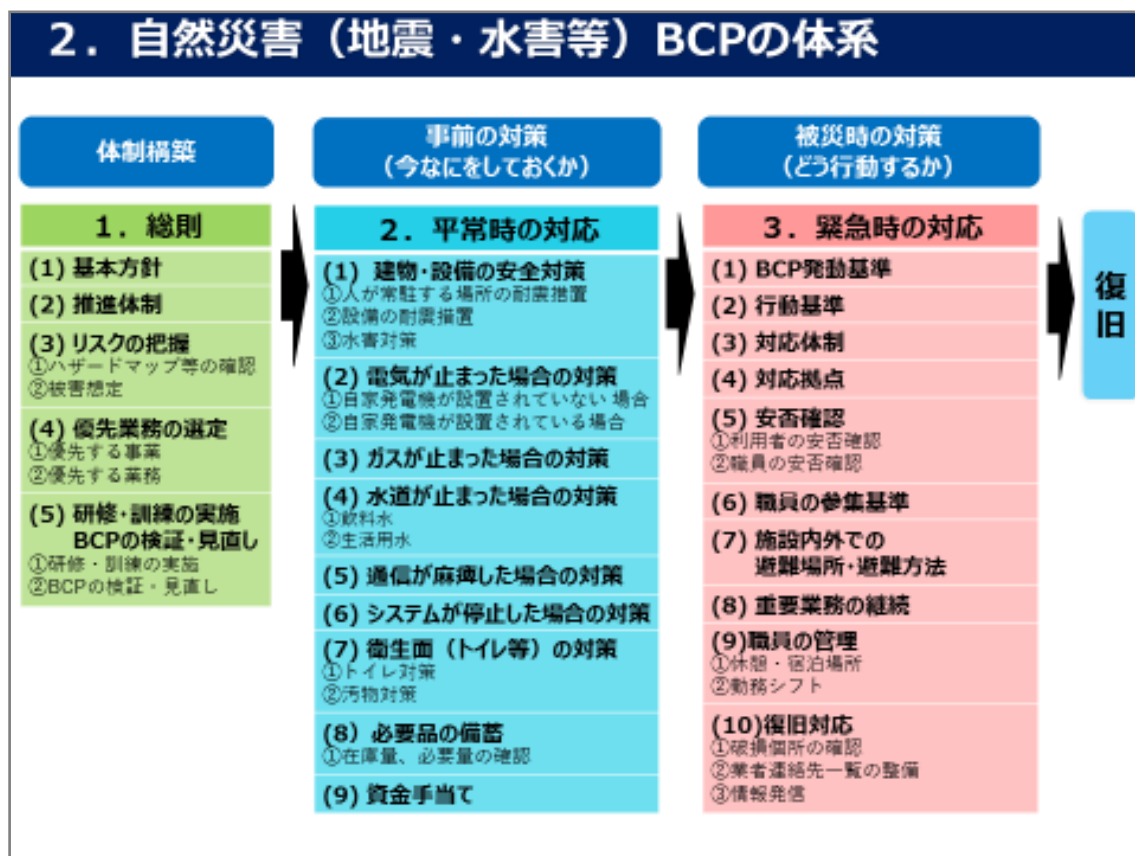
次頁に感染症BCPと自然災害BCPの必要項目を全体像としてフローチャート化したので、BCP策定の際の参考として活用いただきたい。

(次ページのスライドは、厚生労働省研修会用スライドを弊社にて一部修正。)

1) 感染症BCP



2) 自然災害BCP



MS&ADインターリスク総研ではBCPの策定支援プログラムは、①セミナー型研修、②ワークショップ型講座、③個別相談など、介護事業者等のニーズに合わせ複数のコンサルティングメニューを用意している。2020年度は自治体からの受託事業として、数多くの介護事業者等へBCP策定支援を行っている。

介護事業者等の多くは、「そもそもBCPとは?」、「防災計画や避難確保計画との違いは?」、「BCPには何を盛り込めはいいのか?」といった疑問を抱えており、それらの疑問に丁寧に対応をしている。何より、介護事業者等にはBCP策定に関して相談相手を求めている現状がある。そのため、BCPの策定・運用方法や訓練の手法に行き詰った際は外部の専門家を活用することも有効な方策として検討いただきたい。

厚生労働省HPに掲載されているBCPガイドライン・様式（ひな形）等を有効に活用いただき、介護事業者等においてBCPが定着することを切に願う。

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第四部
医療福祉マーケットグループ
上席コンサルタント 岡本 慎一

参考文献

- 1) 厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインなど」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
- 2) 令和3年度介護報酬改定の主な事項について（社保審一介護給付費分科会、第199回（R3.1.18）資料1）※1
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16033.html
- 3) 厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

医療福祉分野におけるリスクマネジメントに関するコンサルティング・セミナー等も実施しておりますので、お問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、または三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

現在、弊社では福祉事業所向けに以下のメニューを用意しています。

- リスク診断サービス「リスカバリー」
- 水害対策サポートサービス
- 感染者発生前の準備チェックリスト
- web会議システムを使用したコンサルティング

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株)
リスクマネジメント第四部 医療福祉マーケットグループ
千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8976/FAX:03-5296-8941
<https://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & ADインターリスク総研 2020